

小型特殊自動車(農耕用トラクター等)のナンバー登録をお願いします

乗用可能な農耕作業車は、軽自動車税(種別割)の課税の対象となります。公道走行の有無に関わらず、車両を所有している場合は、ナンバーの登録及び納税の義務があります。

ナンバープレートの交付を受けていない車両がありましたら、茨城町役場税務課にて手続きを行ってください。

- 対象車両** トラクター、コンバイン、田植え機など
- 登録場所** 茨城町役場 税務課(1階5番窓口)
- 必要書類**
 - ・窓口来庁者の本人確認書類(運転免許証など)
 - ・車両情報がわかる販売証明書または譲渡証明書
 - ※証明書の様式は窓口でもお渡ししております。車両の取得後、期間が経過し必要書類が不足する場合は、お手数ですが、税務課までお問い合わせください。
- 税 額** 軽自動車税(種別割) 課税基準日 4月1日

小型特殊自動車の税額(年額)	
農耕二輪	2,400円
農耕四輪(排気量1,000cc以下)	3,000円
農耕四輪(排気量1,000cc超え)	3,900円



【登録に必要な車両の情報】

- ①車名(メーカー名)
- ②車体番号(製造番号)
- ③型式
- ④総排気量(cc表記)

【よくある質問】

- ・私有地でしか使用しない(公道を走らない)場合でもナンバーの登録は必要ですか?
→軽自動車税(種別割)は所有していることに基づいて課税されます。公道走行の有無とは無関係であり、市区町村から交付されるナンバーは公道走行を許可するものではありません。
- ・既に所有していない車両の課税を止めるには、どのような手続きが必要ですか?
→廃車申告がされていない可能性があります。お手数ですが至急税務課までお問い合わせください。

軽自動車税の申告手続きについての詳しい説明は、町ホームページをご覧ください。
令和7年9月から、いばらき電子申請・届出サービスにて、原動機付自転車・小型特殊自動車の新規登録の申告手続きを始めました。詳しくは右の二次元バーコードをご参照ください。



【問合せ先】 税務課 ☎ 029-240-7114(直通)

茨城町公式SNSで情報発信中!

▶町公式
LINE



▶町公式
X



▶町公式
Instagram

